

## I 報告 新型コロナウイルス感染症対策について

## 1 市内発生状況（11月25日現在）

(1) 感染者 1,709人(入院中80人、宿泊療養施設等161名)、死者22名

20/11/25 14時更新



※確定日基準で集計。

※人口は令和元年10月1日時点の推計人口。

※陽性率は月曜から日曜の合計で、1週間ごとに更新。陽性率=陽性件数集計÷新規検査数集計

患者発生総数 **1,709人**神戸市在住者 **1,603人**

宿泊療養施設の入所状況 二子イ学館宿泊棟**55人**(57人)、東横INN**34人**(40人) ※括弧内は市外在住者を含む

※「患者発生総数」は、速報・調査中の患者も含みます。

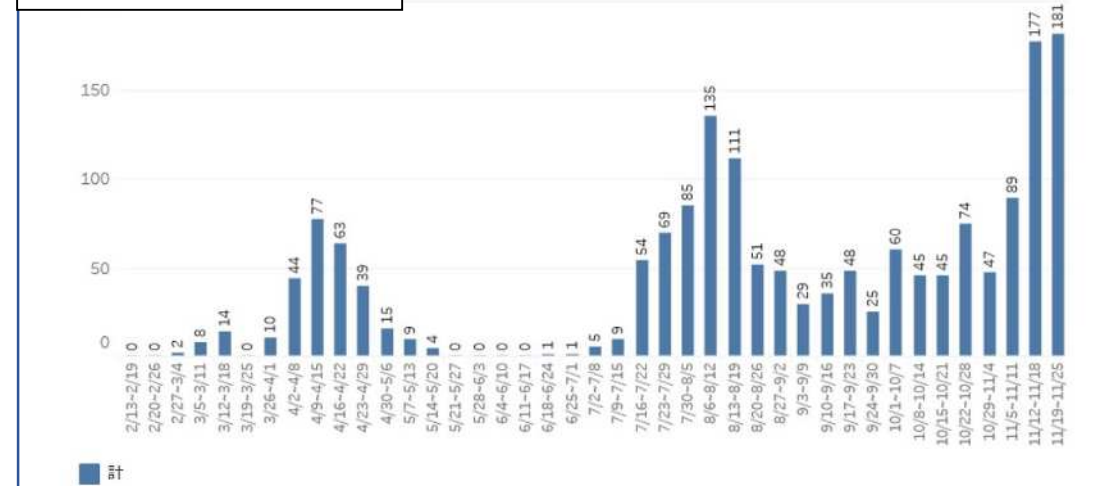
※「宿泊療養施設等」は、入院調整中の人を含みます。

※「治癒(退院等)」とは、厚生労働省が定める退院基準・解除基準を満たした人(他疾患で入院中の人を含む)。

※速報値のため後日修正される場合があります。

※再陽性等を含みます。

## 新規感染者数の推移(週別)



## 2 国・県等の直近の主な動向

### (1) 国の直近の動向

- ・ 9月25日 「新型コロナウイルス感染症対策本部（第43回）」を開催
- ・ 10月30日 「新型コロナウイルス感染症対策本部（第44回）」を開催
- ・ 11月10日 「新型コロナウイルス感染症対策本部（第45回）」を開催
- ・ 11月12日 「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（事務連絡）を发出
- ・ 11月17日 「新型コロナウイルス感染症対策本部（第46回）」を開催
- ・ 11月21日 「新型コロナウイルス感染症対策本部（第47回）」を開催

### (2) 県の直近の動向

- ・ 10月14日 「新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第27回）」を開催
- ・ 10月28日 「感染警戒期」（10人以上/日）から「感染増加期」（20人以上/日）へ移行
- ・ 11月5日 「新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第28回）」を開催
- ・ 11月6日 「感染増加期」（20人以上/日）から「感染拡大期1」（30人以上/日）へ移行
- ・ 11月11日 「新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第29回）」を開催
- ・ 11月11日 「感染拡大期1」（30人以上/日）から「感染拡大期2」（40人以上/日）へ移行
- ・ 11月18日 「新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第30回）」を開催
- ・ 11月20日 「感染拡大期2（40人以上/日）」から「感染拡大特別期」に移行
- ・ 11月24日 「新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第31回）」を開催  
（東京・大阪など感染拡大地域への不要不急の往来自粛）

### (3) 関西広域連合の直近の動向

- ・ 10月29日 第10回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・ 11月19日 第11回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

## 3 本市における感染拡大防止の取り組み

11月19日に神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

### 【本市の対応方針（第9弾改定）に基づく主な取り組み】

#### (1) 医療提供体制の確保

- ・ 患者の最大推計値に対応する約160床を、感染症指定医療機関である中央市民病院及び適切な感染予防策がとれる市内医療機関の連携のもと確保
- ・ 軽症あるいは無症状の患者に対応するための宿泊療養施設について、引き続き必要室数を確保
- ・ インフルエンザ流行期の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、発熱・せき等の診療を行う医療機関（診療所・病院）を確保（11月18日現在、234医療機関）
- ・ 帰国者・接触者外来と神戸市電話相談窓口等については、継続して実施
- ・ 感染者やその家族や、医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、相談体制を継続

## (2) 検査の実施体制等

- ・現在、市内で一日あたり最大662 検体の検査体制を確保。今後、体制を強化（医師会検査センターでのドライブスルー方式の導入）し、11月30日に最大682 検体の検査体制を構築
- ・医療機関、福祉施設、学校園において、症状がある者や濃厚接触者に加え、感染拡大防止の観点から、積極的にPCR検査を行える体制を構築
- ・特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対して積極的検査を11 月25 日から実施
- ・酒類を提供する飲食店に対し、11月19日から「基本的に店名は公表しない」こととして、積極的に検査申し込みができるよう取り扱いを変更

## (3) 感染拡大防止のための取組みを市民・事業者へ周知

### ① 市民広報

- ・保育所や学校のほか、酒類提供飲食店や民間事業所等、様々な場所で発生しているクラスターの多様化を踏まえ、基本的な対策の徹底を「保健所からの3つのお願い」として、市民・事業者に対して呼びかけ
- ・感染拡大防止の呼びかけとして、ひょうご防災ネット・Yahoo 防災アプリによる配信で呼びかけ実施（11月16日、11月20日）

### ② 広報媒体の活用

市ホームページ、SNS、広報紙こうべ（4月号から毎月掲載）、デジタルサイネージの活用等により、新型コロナウイルス感染症対策に関する市政情報を発信

### ③ 事業者・事業所への呼びかけ

関係部署を通じて業界団体や企業に対して、「換気の徹底」「マスクの着用と手洗い・手指消毒」「熱がなくてもせきなどの症状があれば外出を控え、仕事を休む」等を依頼（11月20日（金）に発出）

## (4) 市立学校園・保育所・学童保育施設・社会福祉施設等

- ・各施設において、感染拡大防止の取組みを徹底したうえで運営を実施
- ・感染症が発生した場合は、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止

## (5) 市有施設・イベント等の対応

- ・感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上、国や県の方針を踏まえ、催物の開催制限を当面来年2月未まで継続

(6) 庁内勤務体制等について

- ・在宅勤務制度やフレックスタイム制等の活用を推進するほか、発熱がなくともせき等の症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る
- ・感染拡大期に適切に対応するため、庁内における必要な部門への応援を随時強化

(7) 備蓄物資の確保等

- ・感染拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける
- ・手指消毒用アルコール剤について、調達や備蓄体制に関する協定を締結(11月24日締結)